発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
（発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業）
二次募集

１．事業名
　発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
（発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業）

２．事業の趣旨
　文部科学省において、平成２４年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」により、公立の小・中学校の通常の学級においては、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が６．５％（推定値）程度の割合で在籍していることが明らかになっている。
　同時に、これらの児童生徒以外にも、何らかの困難を示していると教員が捉えている児童生徒がいることが示唆されており、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある。
　「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）において、「すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。」と指摘されている。また、「インクルーシブ教育システム構築のためには、特に小・中学校における教育内容・方法を改善していく必要がある。（中略）教育方法の改善としては、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、さらには、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある児童生徒にも、効果的な指導の在り方を検討していく必要がある。」と指摘されている。これらの指摘を踏まえ、発達障害のある児童生徒が十分な教育が受けられるためには、学校における合理的配慮の提供が個別の実態把握に基づき、適切に行われる必要があり、学校・設置者、保護者・本人の参考とされる合理的配慮の好事例や相談事例について、十分な蓄積が必要である。
　本事業は､児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の提供に関する研究のための事業を行う。

３．事業の内容
　下記の項目の中から希望するものを選択し実施するものとする。なお、それぞれの項目における詳細については別紙１を参照すること。
　（１）発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

４．公募対象
　以下の団体を公募対象とする。
　・都道府県・指定都市教育委員会
　（都道府県教育委員会は，域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。）
　・市町村教育委員会
　・小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校を設置する学校法人
　・国公私立大学・短期大学

５．企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
　（１）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同

意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

６．企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等
（１）提出様式
企画提案書は事業実施計画書（別紙様式）によって代えるものとする。
様式は全てＡ４縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサー等の判読しやすいもので作成すること。
（２）提出方法
企画提案書は、以下の方法で提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。
・別紙様式「事業実施計画書」をWordファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
・メールの件名は「組織名・発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業計画書」とすること。
（記載例：北海道教育委員会・発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業）

・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
・企画提案書を受信した旨のメールを平成30年6月27日（水）までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は平成30年6月28日（木）までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
（３）提出先
電子メール:hattatsu@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援総括係
TEL:03-5253-4111（内線3199）

（４）提出締切
平成30年6月26日（火）　18時必着

（５）その他
事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを郵送により提出すること。

７．事業期間、事業規模（予算案）及び採択件数
委託期間：契約締結日～平成31年3月29日
ただし、下記の事業期間の範囲内で、本事業における実績及び翌年度の事業実施計画書を基に審査を行い、委託を継続することが妥当と判断した場合、契約を更新することができる。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。
また、予算状況等によっては、各年度の事業規模の標準額に変動が生じる可能性がある。

・発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業
事業期間：委託事業期間中最大3年間
事業規模：1件当たり標準額　各年度 300万円程度

採択件数：3件程度を予定

８．選定方法等

（１）選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

（２）審査基準

別途定める審査基準のとおり。

（３）選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

９．スケジュール（予定）

公募締切：平成30年6月26日（火）
審　　査：平成30年7月
採択通知：平成30年7月下旬
契約締結：平成30年8月中

※　契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

１０．契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※〔契約締結に当たり必要となる書類〕

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
・委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程など）
・銀行振込依頼書（採択の連絡と併せて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

１１．その他

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。

事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

（別紙）

発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業

１．趣　旨

発達障害のある児童生徒は、例えば、感覚面、行動面、認知面、対人面等（複数有する場合を含む。）において支障をきたしたり、過度に反応する等の症状（状況）がある。他方、その症状は児童生徒一人ひとり異なることから、認識や理解が難しく、十分な支援が受けられずに学習活動や集団活動等で、学校生活に支障をきたす場合がある。このため、発達障害のある児童生徒が十分な教育が受けられるためには、学校における合理的配慮の提供が個別の実態把握に基づき、適切に行われる必要がある。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に関する対応指針において、不当な差別の取扱いや合理的配慮の具体例を例示列挙しているところであるが、合理的配慮の好事例や相談事例について事例の蓄積と共有は十分ではない。

本事業は、こうした状況に対応するため、児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について実践研究を行うとともに、実践事例を収集し、その成果を普及するものである。

２．事業の内容及び実施方法

（１）本事業の委託を受けようとする団体は、以下の①、②、③の研究の取組項目（ア）～（キ）から２つ以上を選択すること。小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の中から研究事業を行う学校（以下「指定校」という。）を指定すること。なお、指定校は、学校に在籍する児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上、事例の記録（別紙参照）の対象となる児童生徒を取組項目ごとに原則１名以上決定し、当該児童生徒等に関して、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用して、「合理的配慮」について検討、決定し、それぞれの計画に明記すること。なお、単一の学校とすることも、複数の学校を指定することも可能である。

特に、②、③の研究の取組項目（ウ）～（キ）について研究を実施することが望ましい。

（取組項目）

①　発達障害の可能性のある児童生徒のつまずきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究

（ア）感覚面（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚など）において過敏性や鈍感性がみられる児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

（イ）通常の学級担当教員が児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画及び個別の教育支援計画を効果的に活用し、合理的配慮の実践を行う研究

【取組例】

○感覚的な過敏（光や音、身体接触等）に配慮した支援や過去の失敗経験や不快

な体験を思い出してパニックを起こしやすいこと等の特性に応じた支援方法の工夫

〇校内生活のルール、適切な人間関係を維持するための社会的ルールを分かりやすく伝えるなど、対人関係スキル、社会生活上の基本的な知識、技能を身に付けるための学習を積極的に取り入れた支援の工夫

② 発達障害の可能性のある児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究

（ウ）高等学校の入学者選抜において、本人・保護者の希望、障害の状態を踏まえた合理的配慮の研究

（エ）中学校の定期試験におけるＩＣＴ等支援機器を使用した合理的配慮の研究

（オ）高等学校の入学試験を前提に実践した合理的配慮の学習評価の在り方の研究

【取組例】

〇高等学校の入学者選抜を行うため、発達障害の可能性のある生徒に対して、既に支援等が行われている（もしくは、行う予定がある）中学校、中等教育学校から支援内容を引継ぎ入学試験における合理的配慮を実施する研究

〇合理的配慮の提供プロセスに関する体制整備の在り方（相談窓口の明確化、児童生徒本人や保護者からの意思の表明に対する、合意形成するための適切な情報提供、対話の機会の設定等）

〇中学校の定期試験におけるＰＣ、タブレット等を使用した合理的配慮に関する学習評価の在り方

③ 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

（カ）発達障害の可能性がある外国人の児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

（キ）不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

【留意点】

（カ）については、単なる日本語指導でなく、障害の状態を踏まえた合理的配慮であること

【取組例】

〇学校が医療、福祉機関だけでなく、外国人児童生徒を対象とした専門的な機関や

専門家と連携し、発達障害の可能性がある外国人の児童生徒に対する合理的配慮の提供の研究

〇学校が保護者、教育委員会、教育支援センター、医療機関、児童相談所等の関係機関と連携し、不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供の研究

（２）実施方法

①　「発達障害に関する合理的配慮研究事業運営協議会」の設置

本事業の委託を受けようとする団体は、推進地域の取組状況の把握、成果の検証等を行うため、外部有識者、推進地域の学校の教員、受託団体・設置団体の指導主事等からなる運営協議会を設置し、本事業に取り組む学校及びその設置者に対し、事業執行上の指導・助言を行うこと。

② 関係機関等との連携

委託を受けた団体等及び指定校は、必要に応じて、特別支援学校等の教育機関や近隣の幼稚園・保育所等の就学前施設、児童発達支援センター等の福祉関係部局・機関等、厚生労働省の実施する発達障害関連事業等と連携を図る。特に、委託を受けた教育委員会以外の団体においては、本事業の実施に当たっては、運営協議会構成員に近隣の教育委員会事務局職員を入れるなどして、連携を図ることが望ましい。

３．その他

（１）本事業の実施に当たっては、下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

・「発達障害者支援法」（平成 16 年 12 月 10 日法律 167 号）

・「発達障害のある児童生徒等への支援について」（平成 17 年 4 月 1 日付け 17 文科初第 211 号文部科学省関係局長連名通知）

・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（平成 17 年 12 月 8 日中央教育審議会答申）

・「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 文科初第 1177 号文部科学省初等中等教育局長通知）

・「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 18 年 6 月 21 日法律第 80 号）

・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」（平成 18 年 7 月 18 日付け 18 文科初第 446 号文部科学事務次官通知）

・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 文科初第 1290 号文部科学事務次官通知）

・「特別支援教育の推進について」（平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号文部科

学省初等中等教育局長通知）

・「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成 19 年 6 月 27 日法律第 96 号）

・「学校教育法等の一部を改正する法律について」（平成 19 年 7 月 31 日付け 19 文科初第 536 号文部科学事務次官通知）

・「改正障害者基本法」（平成 23 年 8 月 5 日公布・施行）

・中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月 23 日）

・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年 6 月 28 日公布・一部を除き平成 28 年 4 月 1 日施行）

・「学校教育法施行令の一部改正について」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号文部科学事務次官通知）

・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知）

・「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」（平成 28 年 8 月 1 日付け 28 文科初第 609 号厚生労働省・文部科学省連名通知）

（２）本事業の実施に当たっては、次の資料も参照すること。

・「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」（平成 20 年 3 月　文部科学省・厚生労働省作成）

・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」　調査結果（平成 24 年 12 月 5 日）

・「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の補足調査　調査報告書（平成 26 年 3 月　独立行政法人国立特別支援教育研究所）

・（独）国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」http://inclusive.nise.go.jp/

・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から，教育的ニーズに気付き，支え，つなぐために～（平成 29 年 3 月）

（３）本事業により、研修や研究会等を開催する際には、文部科学省が行う本事業の一環として行われている旨、関係者に周知することを原則とする。

（４）委託を受けた団体等及び指定校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間満了後２年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。

（５）本事業における成果を普及させ、特別支援教育の推進するため、各委託を受けた団体等においては、ホームページ等で取組の成果等を計画的に情報発信すること。その際には「平成３０年度文部科学省委託事業による研究開発成果」であることを記載すること。また研究開発成果の公開により、他の自治体等から情報提供等の求めがあった場合には、積極的に応じるようにすること。

（６）本事業による成果物については、（独）国立特別支援教育総合研究所にて開設している「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」http://inclusive.nise.go.jp/への掲載を予定している。

参考１

所要経費について（記入例）

以下の記入例を参考に必要な経費を積算し記入すること。
※経費は契約期間内の必要なもののみを計上すること。
※金額については円単位で算出すること

経費区分	金　　額	積　　算　　内　　訳
賃　金		○○雇用　　○人×○時間×○日×○○円＝○○円 資料整理アルバイト料　○人×○日×○○円＝○○円 人件費付帯経費（社会保険料等） ○人×○日×○○円＝○○円
諸謝金		○○会議 委員出席謝金　大学教授　○人×○回×○○円＝○○円 外部協力者　○人×○回×○○円＝○○円 教育委員会関係者　○人×○回×○○円＝○○円 講演者謝金　○人×○回×○○円＝○○円 原稿執筆謝金　○人×○枚×○○円＝○○円
旅　費		実態調査旅費 ○人×○回×○○円＝○○円（○○県の実態調査） ○○会議 委員出席旅費 ○人×○回×○○円＝○○円（出発地－開催地） ○人×○回×○○円＝○○円（出発地－開催地） 講演者旅費 ○人×○回×○○円＝○○円 報告会出席旅費 ○人×○回×○○円＝○○円（出発地－東京）
借損料		会場借料　○時間×○回×○○円＝○○円 パソコン借料　○月×○台×○○円＝○○円 ○○教材借料　○月×○台×○○円＝○○円
印刷製本費		報告書印刷費　○○部×○○円＝○○円
消耗品費		コピー用紙代　○○円×○冊＝○○円 事務用品費（フロッピーディスク、フィルム代）○○円
図書購入費		参考図書　○○冊×○○円＝○○円
会議費		○○会議 茶代　○○人×○回×○○円＝○○円
通信運搬費		○○会議 会議開催通知郵送料　○人×○回×○○円＝○○円 報告書等郵送料　○人×○回×○○円＝○○円
雑役務費		データ入力費　○式　○○円
消費税相当額		消費税相当額　○○○円 （人件費金分　○○○○○円×0.08＝○○○円） ※不課税対象経費になっている項目について消費税相当額を計上すること
一般管理費		上記経費○○円×○％＝○○円
再委託費		○○に関する事業　○○○○円
合　　計		

※金額については、円単位で算出すること。
※管理機関等を対象に、東京において連絡協議会を開催する予定であるので、これに係る経費をあらかじめ計上しておくこと。（原則として、指定校１校当たり２名まで（管理機関の担当者１名、各校の担当者１名）とする。）
※再委託費の内訳についても同様に作成すること。

参考２

消費税の取扱いについて

委託事業は、「役務の提供」（消費税法第２条第１項第 12 号）に該当するため、原則として事業経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した事業経費全体に消費税相当額（８％）を計上する必要があります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意してください。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは、次に掲げるとおり取扱いが異なります。下記「課税・不課税判別表」を参照の上、適正な消費税額を計上してください。

（１）課税事業者の場合

事業の実施過程での取引の際に、消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（以下「不課税経費」という。）は消費税相当額を別途計上する。

（２）免税事業者の場合

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分についてのみ、消費税額を含めた金額とする。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しない。）

＜課税・不課税判別表＞

経費区分	種別	対象	注意事項等
諸謝金		課税※	※委託先の基準により、取扱いが異なるので要確認。給与として支給する場合は「賃金」と同様。
旅費（国内）	・日当、宿泊費、運賃	課税	
借損料		課税	
印刷製本費		課税	
消耗品費		課税	
図書購入費		課税	
会議費		課税	
通信運搬費		課税	切手は税込金額
賃金		不課税	消費税相当額算出 （給与として交通費を含めている場合、交通費は消費税込なので留意）
雑役務費		課税	
再委託費		課税	

参考３

各経費項目についての留意事項

※経費は契約期間内の必要なもののみを計上すること。

【諸謝金】

１　積算内訳は会議出席や指導助言、原稿執筆等の用務ごとに記載すること。
（出席者等が未確定の場合にあっては、単価の妥当性を確認するため、「大学教授」「教育委員会関係者」等と記載するなどして表記する。）

２　会議出席、原稿執筆等を行った場合に支出する謝礼であり、単価等は教育委員会や学校法人等の支給規程及び文部科学省の支給単価等とを比較して、社会通念上妥当な単価を設定すること。
（審査評価の際、必要に応じて理由書を添付させるなど妥当性について説明を求めることがある。また、講演者謝金等において、高額な支出を伴うものについては、当該講演者とする必要性についても確認を行う）。

３　もとより受託先に所属する職員等に対する支出は原則として認められない。ただし、業務が当該職員の本務外（給与支給の対象となる業務とは別）であることが関係資料から確認できる場合は支出することができる。

４　菓子折、金券等の購入は認められない。

５　指導の補助者等の諸謝金については、事例対象児童生徒等の「合理的配慮」の提供に活用され、その成果が見込まれる場合に支出することができる。

【旅費】

１　積算内訳は会議出席や指導助言、講演等の用務ごとに記載すること。

２　支給基準は原則として教育委員会や学校法人等の旅費規程によって差し支えないが、最も安価な経路で積算するなど妥当かつ適正な旅費を積算すること。なお、鉄道賃の特別車両料金等の支給については、原則として旅費法及び文部科学省の規定を準用すること。

３　事業計画に照らして出張先、単価、回数、人数は妥当か精査すること。

４　マイレージポイント等、交通機関の利用に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。

５　回数券、プリペイドカードを購入する場合、受払簿等で管理し使用枚数のみ計上すること。

【借損料】

１　会議開催等に伴う会場費やＩＣＴ機器等のリース料など、物品等の借用に伴う経費について記入すること。

２　会議開催等に伴う経費については、事業計画の会議等の時間や回数に照らして妥当か精査すること。

【印刷製本費】

１　冊子の印刷製本を外注する場合など、印刷製本という行為そのものに対する経費を計上する。
　受託団体内での印刷に使用する用紙代やトナー代などは、消耗品費に計上する。

【消耗品費】

1　事務用品その他の消耗品のみを計上し、備品（取得価格が１０万円以上かつ耐用年数が１年以上のもの等。）費は計上しないこと。
※取得価格が１０万円未満であって、デジタルカメラやタブレット型端末など耐用年数が１年以上のものは、委託事業に必要不可欠かつ既存の物では対応できない場合に限り、最低限の数量のみ計上可能とする。また、実施計画書（別紙様式１～３）において、購入の目的、利用頻度等購入の必要性を明確に示すこと。

2　計上するものについては、品名、単価、数量を具体的に記載することとする。なお、「事務用品等」といった抽象的な記載は認めない。

3　ポイント等、商品の購入に伴う優待サービスについては、サービス付与の対象外とすること。

【図書購入費】

1　事業の参考となる書籍のみを計上する。

【会議費】

1　会議等でコーヒー、紅茶、弁当等を提供する場合、社会通念上常識的な範囲で支出することとし、誤解を招く形態のものや酒類・菓子等の提供は対象としない。

2　会議等の出席者数及び回数と整合的であること。

3　会議を開催した場合には、日時・場所・出席者・議題・飲食物を供した者等を記した開催記録等を作成すること。

【通信運搬費】

1　郵便料、梱包発送や宅配便による運搬費とする。

2　事業計画に照らして数量、単価、回数は妥当か精査すること。

3　切手等を一括購入し、後日使用する場合には、受払簿を整備し、使用日、種類、枚数、使用目的及び送付先を明確にしておくこと。なお、予備の購入は認められないので、使用されたもののみ事業費の対象となる。

【賃金】

1　資料整理のためのアルバイト等、非常勤の雇人の賃金を計上する。

2　事業計画に照らして雇用の必要性や金額は妥当か精査すること。

3　人件費付帯経費（社会保険料等）は、「賃金」に計上する。

【雑役務費】

1　委託契約の目的を達成するために付随して必要となる軽微な請負業務等（データ入力、書籍の電子化等）を計上する。

【保険料】

1　事業においてボランティアを活用する場合など、必要な保険料を計上することができる。

【一般管理費】

１　一般管理費は、本事業のみに要する費用を分割して積算できない経費として計上する。
（例）人件費、光熱水費、電話代・ＦＡＸ通信料、コピー代等

２　一般管理費の率は、次のうち最も低い率を実施計画書提出時に定め、一般管理費を計上する場合は当該率を事業費（人件費、謝金、旅費等）の合計額に乗じて算出する。

（イ）１０％

（ロ）委託を受けた法人が整備している受託規定に定められた一般管理費の率

（ハ）委託を受けた法人の支出の額に占める管理費の率（支出の額及び管理費は、直近の事業年度の損益計算書及び収支計算書等による）※

ただし、上記の率より低い率を計上している場合はその率を採用する。

なお、教育委員会においては、計上できないものとする。

※本事業における（ハ）の一般管理費の率の算出方法

一般管理費率＝「管理費」÷「消費支出部の合計」×１００

（管理費＝｛「人件費」－「教員人件費」｝＋「管理経費」）

【再委託費】

１　委託事業のうち、技術的、専門的又は実践的な事項で、事業の実施に当たり、第三者に再委託する方がより効果的・効率的であると認められる場合、再委託を行う業務の経費を計上すること。

２　再委託費を計上するに当たっては、共通様式２「第三者への再委託に関する事項」を記入の上、提出すること。

【消費税相当額】

１　文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第２条第１項第１２号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となるので、積算した業務経費全体に消費税相当額（８％）を計上することとなる。

２　各種別において経費を計上する際には、消費税は内税（税込）として計上することとし、不課税の経費についてのみ対象額を当種別において消費税相当額として計上する。

３　積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは別添「消費税の取扱いについて」に示すとおり取扱いが異なるので、確認の上、適正な消費税額を計上すること。

発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
（発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業）
審査基準

Ⅰ．採択案件の決定方法

提出された実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が１６点を超える事業実施計画書から、予算の範囲内で高い順に採択をする。ただし、得点が３点未満の評価項目がある場合、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

Ⅱ．審査方法

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

Ⅲ．評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による５段階評価等とし、評価項目ごとに審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

（１）事業実施主体に関する評価項目

① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

② 事業の趣旨・内容に精通しているとともに、事業を適切に実施するため拠点校への指導・助言を適切に実施できること。

③ 事業を効果的に遂行するための実績等を有していること。

（２）事業内容に関する評価項目

① 事業の趣旨に沿った目的や内容が具体的に計画されており、妥当性があること。

② 波及効果も含め、得ようとする効果に妥当性があること。

③ 教員の負担軽減に配慮する等、事業の実施方法に効率性があること。

④ 事業の成果が国や他の地域・学校の参考となることが期待できること。

⑤ 妥当な経費が示されていること。

（３）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

１ 「（１）事業実施主体に関する評価項目」、「（２）事業内容に関する評価項目」に係る評価基準は、以下の評価基準により５段階評価を行う。

大変優れている＝５点　優れている＝４点　普通＝３点
やや劣っている＝２点　劣っている＝１点

２　「（３）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

〇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝０．５点

・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１点

・認定段階３＝１．４点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．２点

〇次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・くるみん認定＝０．５点

・プラチナくるみん認定＝１点

〇青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝１点

〇上記に該当する認定等を有しない＝０点

Ⅳ．採択の基準について

各評価項目の得点合計が１６点を越える事業実施計画書から、予算の範囲内で高い順に採択をする。各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

ただし、得点が３点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

【合計＝４１．４点満点】

<table>
<tr><th rowspan="2">評価項目</th><th rowspan="2">点数</th><th colspan="5">評価基準</th></tr>
<tr><th>大変優れている</th><th>優れている</th><th>普通</th><th>やや劣っている</th><th>劣っている</th></tr>
<tr><td>（１）-①</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（１）-②</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（１）-③</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（２）-①</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（２）-②</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（２）-③</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（２）-④</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（２）-⑤</td><td>５</td><td>５</td><td>４</td><td>３</td><td>２</td><td>１</td></tr>
<tr><td>（３）-①</td><td>１．４</td><td colspan="5"><u>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</u>
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等
・認定段階１（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝０．５点
・認定段階２（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝１点
・認定段階３＝１．４点
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が３００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．２点
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
・くるみん認定＝０．５点
・プラチナくるみん認定＝１点
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
・ユースエール認定＝１点
○上記に該当する認定等を有しない＝０点
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。</td></tr>
</table>